

工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱

(平成 28 年 12 月 1 日財政局長決裁)

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 9 条）
- 第 2 章 一般競争入札（第 10 条―第 23 条）
- 第 3 章 指名競争入札（第 24 条―第 32 条）
- 第 4 章 雑則（第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号。以下「規則」という。）及び物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年仙台市規則第 93 号）に定めるもののほか、工事に係る業務委託契約における競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事に係る業務 測量業務、建築設計業務、土木設計業務及び地質調査業務をいう。
- (2) 電子入札 規則第 5 条第 1 項に規定する電子入札をいう。
- (3) 電子入札システム 規則第 5 条第 1 項に規定する電子入札システムをいう。
- (4) 電子入札案件 規則第 5 条第 1 項第 4 号に規定する電子入札案件をいう。
- (5) IC カード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書を格納したカードで電子入札システムに対応したものをいう。
- (6) 電子入札対象外案件 電子入札を行わない競争入札案件をいう。
- (7) 失格者 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日市長決裁）第 8 条第 2 項又は工事に係る業務委託契約最低制限価格取扱要綱（平成 28 年 3 月 18 日財政局長決裁）第 6 条第 1 項の規定により落札者とならない者をいう。

（電子入札）

第 3 条 工事に係る業務委託契約における競争入札は、電子入札システムにより行う。ただし、特例政令の規定が適用される業務その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

（利用者登録）

第 4 条 電子入札案件については、あらかじめ IC カードにより電子入札システムの利用者登録（以下この章において「利用者登録」という。）をした者でなければ、競争入札に参加することができない。

2 利用者登録をした者は、登録事項に変更を生じた場合は、直ちに利用者登録を変更しなければな

らない。ただし、参加した電子入札案件の開札前である場合は、開札後直ちに変更すれば足りる。

（紙入札参加の特例）

第5条 市長は、電子入札案件について、利用者登録をした者（指名競争入札にあつては、指名通知を受けた者に限る。）に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合に限り、その者の申立てにより、電子入札に代えて規則第9条第1項又は第2項に規定する方法で入札に参加すること（以下「紙入札参加」という。）を認めることができる。ただし、入札手続に支障が生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(1) 利用者登録をした者の使用に係る電子計算機の障害等により、入札期間の末日まで電子入札をすることができないこと

(2) ICカードが失効、破損等により使用できないこと

2 前項の申立ては、入札公告又は指名通知において指定する日までに、紙入札参加承諾願を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による申立てがあつた場合は、速やかに紙入札参加の可否を決定し、書面により申立人に通知するものとする。この場合において、紙入札参加を認めないときは、理由を付して通知するものとする。

4 市長は、紙入札参加を認めた場合は、その旨を電子入札システムに登録するものとする。この場合において、既に申立人が本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「本市の電子ファイル」という。）に記録した情報があるときは、これを無効とする。

5 紙入札参加を認めない決定を受けた者は、当該電子入札案件に係る競争入札に参加することができない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加申請をした者及び指名通知を受けた者は、開札日までに、電子入札システム又は書面により、入札を辞退することができる。この場合において、辞退した者が既に提出した書類その他本市の電子ファイルに記録した情報は、無効とする。

（開札）

第7条 電子入札案件の開札は、電子入札システムにより行うものとする。この場合において、紙入札参加を認めた入札者があるときは、その者の入札書を開封し、入札金額その他必要な事項を本市の電子ファイルに登録した上で、開札するものとする。

（システム障害の場合等の対応）

第8条 市長は、本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札を行うことができない場合は、当該電子入札案件に係る入札又は開札の延期、紙入札参加への移行その他の必要な措置を講じなければならない。この場合においては、速やかに当該措置の内容を本市のホームページに掲載するとともに、知れている入札参加予定者に通知するものとする。

（ICカードの不正使用）

第9条 ICカードを不正に使用して行った入札は、無効とする。この場合において、当該不正使用が落札後、契約締結前に判明したときはその者の落札決定を取り消すものとし、契約締結後に判明したときはその者と締結した契約を解除するものとする。

2 市長は、ICカードを不正に使用した者については、有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名停止（以下単に「指名停止」とい

う。)を行うものとする。

第2章 一般競争入札

(対象業務)

第10条 一般競争入札は、予定価格 1,000 万円以上の工事に係る業務（財政局長が別に定めるものを除く。以下この章において「対象業務」という。）の委託契約について実施する。

(入札参加資格)

第11条 市長は、対象業務に係る一般競争入札を実施しようとする場合は、入札参加資格を定めるものとする。この場合において、仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成 6 年仙台市訓令第 18 号。以下「訓令」という。）第 1 条各号に規定する審査委員会の審議を要する事項については、あらかじめその審議を経るものとする。

第12条 前条の入札参加資格は、対象業務ごとに、次に掲げる事項のうちから、市長が適当と認めるものを選定して設定するものとする。

- (1) 対象業務に係る種目に関し、規則第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること
- (2) 本市の区域内に支店又は営業所を有すること
- (3) 宮城県内に本店を有すること
- (4) 本市の区域内に本店を有すること
- (5) 指名停止を受けていないこと
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に規定する更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと
- (8) 対象業務に配置すべき技術者その他必要な人員を確保することができること
- (9) 当該対象業務について定める類似業務の実績があること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、対象業務について特に必要な事項

2 特例政令の規定が適用される対象業務の委託契約に関しては、前項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとする。

3 対象業務について第 1 項の規定により入札参加資格を設定する場合は、財政局長が別に定める基準によるものとする。

(入札公告)

第13条 入札公告には、規則第 5 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、前条の規定により定めた入札参加資格を掲載するものとする。

2 特例政令の規定が適用される対象業務の請負契約に係る入札公告には、規則第 5 条第 1 項各号、特例政令第 6 条及び前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 特例政令の規定が適用される旨
- (2) 落札決定後の取扱いに関する事項

3 電子入札案件に係る入札公告は、仙台市公告式規則（昭和 50 年仙台市規則第 70 号）第 2 条第 2 項に定める方法によるほか、電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システム

の障害等のためこれにより難い場合は、本市のホームページに掲載して行うものとする。

（入札説明書の交付及び見積用設計図書類の閲覧等）

第 14 条 市長は、入札公告の日から入札公告で定める日までの間、公告事項を記載した入札説明書を電子入札システムその他適切な方法により希望者に提供するとともに、対象業務の契約書案、図面、仕様書等（以下「見積用設計図書類」という。）を閲覧に供するものとする。

2 対象業務に関する質問は、入札公告で定める日までに、電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、質疑応答書）により市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により質問が提出された場合は、速やかに回答を作成し、入札公告で定める日まで、電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、本市のホームページその他の適切な方法）により一般の閲覧に供するものとする。

（入札参加申請）

第 15 条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告で指定する日までに、電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、書留郵便）により、入札参加申請書並びに入札書及び当該入札金額の積算内訳書を市長に提出して、入札参加申請をしなければならない。

2 前項の場合において、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、本市の電子ファイルに氏名又は名称、くじ番号（0 から 999 までのうちの任意の整数とする。）その他入札公告で指定する事項を記録するものとする。

3 電子入札システムによる入札参加申請において、第 1 項に規定する書類の添付書類として入札公告で指定する書類のうち、容量の超過その他の事由により電子入札システムにより送信することができないものがある場合は、これを別途書留郵便により送付し、又は持参するものとする。

4 前各項の規定により提出した文書（本市の電子ファイルに記録すべき事項を含む。以下この条において「提出文書」という。）については、いかなる場合も、書換、差換、取消又は撤回をすることができない。

5 提出文書が入札公告で指定する日までに到達しなかった者は、当該対象業務に係る一般競争入札に参加することができない。

6 市長は、電子入札案件について提出文書の到達を確認した場合は、電子入札システムにより、速やかに受付票を発行するものとする。ただし、紙入札参加を認めた者については、この限りでない。

（入札の中止等）

第 16 条 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による入札参加申請をした者（以下「入札参加者」という。）がなかった場合は、当該入札を中止するものとする。同条第 1 項の規定による審査の結果、入札参加資格を有する者がなかった場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札を中止した場合は、入札参加資格を見直して、再び一般競争入札を行うものとする。ただし、緊急の必要があるときは、指名競争入札によることができる。

3 市長は、第 1 項の規定により一般競争入札を中止した場合は、その旨を公告するものとする。

（入札手続）

第 17 条 市長は、第 15 条第 1 項の規定による入札参加申請があった場合は、開札後、落札決定を一時保留し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札参加者（失格者を除く。以下この節において「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査した上で、後日落札決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の開札において、同価格の入札をした落札候補者が2人以上ある場合は、電子くじにより（電子入札対象外案件にあつては、当該落札候補者にくじを引かせて）落札候補者の順位を決定する。この場合において、くじ番号を選択しない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじ番号を選択させるものとする。

第18条 市長は、前条第1項の規定により落札決定を保留した場合は、速やかに落札候補者に通知し、次に掲げる書類のうち入札公告で指定するもの（以下この節において「資格審査書類」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 類似業務の実績調書
- (2) 配置予定の技術者に関する調書

- 2 落札候補者は、前項の規定により資格審査書類の提出を求められた場合は、その翌日から起算して2日（閉庁日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）以内に、当該資格審査書類を市長に提出しなければならない。ただし、入札公告で別に期限を定めた場合又は市長が別に期限を指定した場合は、この限りでない。

- 3 資格審査書類は、電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、書留郵便）により提出するものとする。この場合においては、第15条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 4 市長は、落札候補者が第2項に規定する提出期限内に資格審査書類を提出しない場合又は落札候補者が入札参加資格の審査のための指示に応じない場合は、その者の入札を入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

第19条 市長は、前条第2項の規定による資格審査書類の提出があつた場合は、速やかに当該落札候補者の入札参加資格を審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認める場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。

- 3 市長は、前条第4項又は前項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、次の各号の順位により、当該各号に掲げる者（失格者を除く。）を新たな落札候補者とし、その者の入札参加資格を審査するものとする。この場合において、同順位となる者が2人以上あるときは、第17条第2項の規定を準用して順位を決定する。

- (1) 第17条第2項の規定により後順位となった入札参加者
- (2) 予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者が提示した価格に次いで低い価格を提示した入札参加者

- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により新たな落札候補者となった者の入札を無効とした場合について準用する。

- 5 第1項及び第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定による審査は、提出された資格審査書類に基づき、その提出期限の翌日から起算して2日（閉庁日を除く。）以内（特別の事情がある場合は、市長が別に定める日まで）に行うものとする。この場合における審査の基準日は、入札公告で特に指定した場合を除き、開札日とする。

- 6 市長は、前条第4項の規定又は第2項の規定により落札候補者の入札を無効とした場合は、電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、書面その他の適切な方法）により、理由を付して当該落札候補者に通知するものとする。

第20条 市長は、前条第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による審査の結果、当該落札候補者について入札参加資格を有すると認めた場合は、その者を落札者と決

定し、入札参加資格を有する旨及び落札者と決定した旨を電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、電話その他の適切な方法）によりその者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により落札者を決定した場合は、他の入札参加者（前条第6項の規定による通知をした落札候補者を除く。）に対し、落札者と決定しなかった旨を電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、電話その他の適切な方法）により通知するものとする。

3 前項の通知は、入札経過表の掲示をもってこれに代えることができる。

（再度の入札）

第21条 市長は、第17条第1項の規定により開札した場合において、落札候補者となるべき入札者がなかったときは、再度の入札を行うものとする。この場合において、電子入札案件について再度の入札を行うときは、その旨を電子入札システム（紙入札参加の場合は、電話その他の適切な方法）により入札参加者に通知するものとする。

2 前項の規定による再度の入札は、電子入札案件にあつては開札日の翌日（その日が閉庁日に当たる場合は、直後の閉庁日でない日）に、電子入札対象外案件にあつては直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、市長が別に定める日に、再度の入札を行うことができる。

3 第1項の場合において、電子入札案件に係る再度の入札に参加しようとする者は、前項の規定による入札日までに、電子入札システム（紙入札参加の場合は、持参）により入札書を市長に提出して、入札しなければならない。この場合においては、第15条第2項及び第4項から第6項までの規定を準用する。

4 第16条の規定は、再度の入札について準用する。

5 前条の規定は、再度の入札について準用する。

（入札参加非資格者からの理由説明請求に関する審査）

第22条 入札参加非資格者は、入札公告で指定する日までに、入札参加非資格者とされた理由について市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があつた場合は、速やかに書面により回答しなければならない。

（入札参加資格の喪失）

第23条 第20条第1項の規定により入札参加資格を有する旨を通知された入札参加者は、入札参加資格の審査の基準日から契約締結の日までの間に、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、入札参加資格を失うものとする。

(1) 第13条の規定により設定された入札参加資格を満たさないこととなったとき

(2) 入札参加申請又は入札に係る提出書類（本市の電子ファイルに記録すべき事項を含む。）に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

2 市長は、入札参加者が前項の規定により入札参加資格を失った場合は、その者を入札に参加させないものとし、入札後落札決定前にその事実が判明したときはその者の入札を無効とし、落札決定後契約締結前にその事実が判明したときはその者の落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

3 市長は、第1項の規定により入札参加資格を失った入札参加者に対し、速やかに書面により理由を付してその旨を通知するものとする。

第3章 指名競争入札

(対象業務)

第 24 条 指名競争入札は、予定価格が 200 万円以上 1,000 万円未満の工事に係る業務、その他財政局長が別に定めるもの（緊急の必要がある業務、競争入札に付することが不利なものその他競争入札に適しないものを除く。以下この章において「対象業務」という。）の委託契約について実施する。

(入札参加資格)

第 25 条 対象業務に係る指名競争入札については、当該対象業務に係る種目に関し規則第 4 条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者（指名停止を受けている者を除く。以下「有資格者」という。）でなければ、指名することができない。

(指名通知等)

第 26 条 市長は、対象業務に係る指名競争入札を実施しようとする場合は、前条に規定する入札参加資格を有する者のうちから、仙台市契約業者指名基準（平成元年 8 月 3 日市長決裁）の定めるところにより、当該入札に参加させようとする者を選定し、指名通知を行うものとする。この場合において、訓令第 1 条各号に規定する審査委員会の審議を要する事項については、あらかじめその審議を経るものとする。

2 指名通知には、規則第 5 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、設計図書等（入札説明書、現場説明書及び見積用設計図書類をいう。以下同じ。）の交付方法並びに次条第 3 項の規定による説明会を開催することにより対象業務に関する現場説明を行う場合にあっては、その日時及び場所を掲載するものとする。

3 電子入札案件に係る指名通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、電子入札システムの障害等のためこれにより難い場合は、書面により行うものとする。

4 第 13 条第 2 項の規定は、特例政令第 7 条の規定による公示等について準用する。

(現場説明及び質疑応答)

第 27 条 市長は、指名通知をした者（以下「指名業者」という。）に対し、設計図書等を交付することにより、対象業務に関する現場説明を行うものとする。

2 指名業者は、前項の規定による設計図書等の交付を受けない場合は、当該対象業務の委託契約に係る指名競争入札に参加することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、指名業者に対し、設計図書等を交付するとともに、説明会を開催することにより、対象業務に関する現場説明を行うことができる。

4 指名業者は、前項の規定による設計図書等の交付を受けない場合又は同項の説明会に参加しない場合は、当該対象業務の委託契約に係る指名競争入札に参加することができない。

5 市長は、当該対象業務の委託契約の指名競争入札に係る全ての指名業者の合意がなければ、第 3 項の説明会の日時及び場所を変更することができない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

6 指名業者は、指名通知において定める日までに、対象業務に関する質問を電子入札システム（紙入札参加の場合は、書面）により市長に提出することができる。

7 市長は、前項の規定により質問が提出された場合は、速やかに回答を作成し、指名通知において定める日まで、電子入札システムにより一般の閲覧に供するものとする。この場合において、紙入札参加を認めた指名業者があるときは、当該指名業者に対しては、別途書面により質疑応答の内容を通知するものとする。

(入札)

第 28 条 電子入札案件に係る指名競争入札に参加しようとする指名業者は、指名通知において指定する日までに、電子入札システム（紙入札参加の場合は、書留郵便又は持参）により、入札書を市長に提出して、入札しなければならない。

2 電子入札対象外案件に係る指名競争入札に参加しようとする指名業者は、指名通知において指定する日時に、入札書を持参し、入札書により入札しなければならない。

3 第 15 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定は、前 2 項の規定による入札について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 15 条第 2 項	前項	第 28 条第 1 項
第 15 条第 4 項	前各項	第 28 条第 1 項又は第 2 項
第 15 条第 5 項	入札公告	指名通知
	一般競争入札	指名競争入札
第 15 条第 6 項	提出文書	第 28 条第 1 項の規定による提出文書

（入札の中止等）

第 29 条 市長は、指名競争入札において入札者がなかった場合は、当該入札を中止するものとする。この場合においては、あらためて、有資格者のうちから当該入札に参加させようとする者を指名し、指名競争入札を行うものとする。

（落札決定）

第 30 条 市長は、指名競争入札において入札者があった場合は、開札日に開札し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者（失格者を除く。）を落札者と決定し、その旨を電子入札システム（電子入札対象外案件及び紙入札参加の場合は、電話その他の適切な方法）によりその者に通知するものとする。

2 第 17 条第 2 項の規定は、前項の規定により落札者となるべき入札者が 2 人以上ある場合について準用する。

3 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により落札者を決定した場合について準用する。

（再度の入札）

第 31 条 市長は、前条第 1 項の規定により開札した場合において、落札者となるべき入札者がなかったときは、再度の入札を行うものとする。この場合において、電子入札案件について再度の入札を行うときは、その旨を電子入札システム（紙入札参加の場合は、電話その他の適切な方法）により各指名業者（入札に参加した者に限る。）に通知するものとする。

2 前項の規定による再度の入札は、電子入札案件にあつては開札日の翌日（その日が閉庁日に当たる場合は、直後の閉庁日でない日）に、電子入札対象外案件にあつては直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、市長が別に定める日に、再度の入札を行うことができる。

3 第 1 項の場合において、電子入札案件に係る再度の入札に参加しようとする指名業者は、前項の規定による入札日までに、電子入札システム（紙入札参加の場合は、持参）により入札書を市長に提出して、入札しなければならない。この場合においては、第 15 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定を準用する。

4 第 29 条の規定は、再度の入札について準用する。

5 前条の規定は、再度の入札について準用する。

(入札参加資格の喪失)

第 32 条 指名業者は、指名通知の日から契約締結の日までの間に、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、入札参加資格を失うものとする。

- (1) 第 25 条に規定する入札参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 入札に係る提出書類（本市の電子ファイルに記録すべき事項を含む。）に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき

2 市長は、指名業者が前項の規定により入札参加資格を失った場合は、その者の指名通知を取り消し、入札後落札決定前にその事実が判明したときはその者の入札を無効とし、落札決定後契約締結前にその事実が判明したときはその者の落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

3 第 23 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定により入札参加資格を失った落札者について準用する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、競争入札の実施に関し必要な事項は、財政局長が定めるものとする。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 14 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 8 月 29 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市契約規則第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第 15 条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 23 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和 2 年 4 月 24 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱の規定は、この改正の実施の日以後

に仙台市契約規則第5条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第15条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に公告又は指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月8日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和6年11月13日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱第3条の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第5条の規定による一般競争入札に係る公告又は同規則第15条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる工事に係る業務委託契約における競争入札について適用し、同日前にこれらの公告又は指名の通知が行われた工事に係る業務委託契約における競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和7年9月24日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和7年10月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第15条の規定による指名競争入札に係る指名の通知が行われる工事に係る業務委託契約における指名競争入札について適用し、同日前に指名の通知が行われた工事に係る業務委託契約における指名競争入札については、なお従前の例による。